様式第２号

若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド掲載要件確認書兼誓約書

若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド実施要領第４条に基づき下記の掲載要件を確認し要件に適合するよう誠実に遵守するとともに、若者の雇用を積極的に行うことを誓約します。

記

（掲載要件）

□ 所沢市内に製造を行う事業所を有する事業者であること。

□ 「若者」※1 を対象とする正社員の求人募集を行い又は行う予定があること。

□ 過去３年間に新規学卒者等の採用内定取消しを行っていないこと。

□ 過去３年間に事業主都合による解雇又は同様の都合による退職勧奨を行っていないこと。

□ 前事業年度に正社員が月４５時間以上の時間外労働を６か月以上していないこと。※2

□ 前事業年度に正社員の有給休暇年間付与日数が１０日以上あること、かつ年間５日以上有給休暇を取得していること。

□ 現在、雇用保険の適用対象となる労働者を１名以上雇用していること。

□ 労働基準関係法令の違反で送検され、又は指導され、埼玉労働局により企業名が公表されていないこと。

□ 過去３年以内に雇用関係助成金の不正受給が確認され、埼玉労働局により企業名が公表されていないこと。

□ 過去３年以内に休業４日以上の労働災害が２件以上発生していないこと、かつ死亡災害が発生していないこと。

□ 掲載を取り消された日から起算して３年以上経過していること。

□ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員となっていないこと。

□ 市税を滞納していないこと。※3

□ 市ホームページ等の利用により、採用に係るトラブルが起きた場合、自らの責任と費用をもって誠実に解決すること。

※1　「若者」とは主に、高等学校、大学、公共職業能力開発施設等を卒業後３年未満の者又はこれらの者と同様の待遇で採用する者をいう。

※2　資本金3億円以下又は従業員300人以下の中小企業については、2020年4月1日から労働基準法における時間外労働の上限規制が定められているため、2021年4月1日より適用する。

※3　市税とは、所沢市税条例（昭和２５年告示第７６号）第3条に掲げるものをいう。

以上

　　年　　月　　日

申請者　　　　〒

事業所所在地

事業者名

代表者職・氏名